平成２３年（フ）第５０号
熊本県上益城郡益城町大字広崎602番地２
債務者　三木やよい
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６５号
熊本市南高江４丁目１番３―204号
債務者　野々村妙子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１８号
山形県西置賜郡白鷹町大字鮎貝2304番地の３
債務者　山岸　浩美
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第２１号
山形県東置賜郡高畠町大字下和田825番地
債務者　鈴木ふさ子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第２１号
群馬県館林市青柳町1861番地の１
債務者　杉田　清志
1　決定年月日時　平成23年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第２２号
群馬県館林市青柳町1861番地の１
債務者　杉田　明枝
1　決定年月日時　平成23年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第３９号
群馬県館林市坂下町3205番地　戸室アパート－４
債務者　三田　一浩
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第５５号
群馬県太田市下浜田町250番地　クレセール201号
債務者　追木　　健
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第５６号
群馬県邑楽郡千代田町大字舞木2621番地
債務者　林　　真弓
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第４９８号
千葉県印旛郡酒々井町中川34番地３　グランベールイトウ１―103
債務者　米田　浩二
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４９９号
千葉県印旛郡酒々井町中川34番地３　グランベールイトウ１―103
債務者　米田　雪子
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第７号
千葉県成田市加良部４丁目13番地13
債務者　庄司　麗子
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第５３号
千葉県富里市七栄651番地42　高橋荘２Ｆ
債務者　伏見　智祐（旧姓小笠原）
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第５９号
千葉県成田市加良部１丁目７番地　５棟407号
債務者　磯山　利久
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第６３号
千葉県成田市本城32番地70
債務者　西川　和美
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第６５号
千葉県白井市冨士100番地の２
債務者　二宮　光子
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第６６号
千葉県白井市桜台２丁目16番１棟202号
債務者　竹山　泰夫
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第６７号
千葉県富里市日吉倉６番地12　松ノ木荘103号室
債務者　内山　　譲
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部